令和5年度 原	15年度 鳥取短期大学 教職課程に関する自己点検·評価報告書 令和5年9月28日				
項目	中項目	食物	幼教	全体	
耳·教育理念・学修目標目	I -1.教員の養成の目標及び当該目標を 達成するための計画の策定状況	う。	本学科の教員(幼稚園教諭)養成と保育士養成の理念は共通しており、保育・幼児教育にかかわる「人を大切にするこころ」「豊かな専門的能力」「個性を生かした実践力・応用力」を兼ね備えることをめざしている。さらには、本学の学生指導の方針を学科レベルで具現化するため、「保育者=子ども・保護者の模範」を意識し、得意分野を伸ばし、実践力を兼ね備えた保育者をめざした教員養成を行っている。これらを具体化する形で、教員養成を包括した上で以下の3つのポリシーを学科で策定し、それらに基づく評価指標として学修成果を設定している。アドミッションポリシー 1 保育・幼児教育を学ぶ意志が明確な人。 2 集団の中で学び、身につけた知識や技能を活かす努力のできる人。 3 子どもと接する責任感や感性の豊かな人。 ディプロマポリシー 幼児教育保育学科は次の能力を身につけ、本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士(幼児教育保育)の学位を授与する。 1 保育・幼児教育に関わる広い視野と、専門知識・技能をそなえている。 2 子どもやひととのかかわりを大切にし、保育・幼児教育の学びを活かすことができる。 3 学び続ける意欲と自覚をもち、子どもや地域社会に貢献しようとする。学位授与の方針を満たしたうえて、それぞれの教育課程に定める所定の科目の単位を修得した者は幼稚園教諭二種免許状、保育士、図書館司書を含めた該当する資格を取得することができる。 カリキュラムポリシー 幼児教育保育学科の学位授与方針に掲げる知識・技能・態度を修得させるため、以下の方針でカリキュラムを 初児教育保育学科の学位授与方針に掲げる知識・技能・態度を修得させるため、以下の方針でカリキュラムを	本学は、昭和46年、地域の教育界、経済界、また社会団体等の沿い東語を受けて鳥取女子名を現在の鳥取短期大学と改称した。地域の要題に対応して、平成13年4月には、男女共学とし、大学の建学の精神には地域の発展に貢献する人材を育成すること」であり、主に鳥取県と島根県を中心とする山陰圏域で期待される人材の育成を行うことが、本学の使命である。 教職課実設置の趣旨も、当然地域の要請に応えることであり、主に鳥取県と島根県を中心とする山陰圏域で期待される人材の育成を行うことが、本学の使命である。 教職課実設置の趣旨も、当然地域の要請に応えることである。当圏域における教職課程を有する数少ない遺・大としての責務を果たすべく、教職課程を含む専門教育課程に対ける高いレベルの教育内容の保持のみならず、常に地域の教育現場と連携を密にし、地域で必要とされる有為な教員養成に努めている。 さらに、本学ではものさす学生像」として「人の意見を聞くと共に自分の意見がしかり写える」「他の人をおもいやる」が主体的に行動することを掲げて学生指導に取り組んでおり、教員養成においては専門知識・技術と人間性を兼ね備え、将来にわたり求められる貴質を自ら積極的に伸ばす努力のできる人材育成に取り組んでいる。 これらを具体化する形で、教員養成を包括した上で以下の3つのポリシーを大学全体で策定し、それらに基づく評価指標として学修成果を設定している。 これらを具体化する形で、教員養成を包括した上で以下の3つのポリシーを大学全体で策定し、それらに基づく評価指標として学修成果を設定している。 これらを具体化する形で、教員養成を包括した上で以下の3つのポリシーを大学全体で策定し、それらに基づく評価指標として学修成果を設定している。 1 本学で学がために必要な基礎学力のある人。 2 自分の考えを主体的に表現することができる人。 3 ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人。 アイプロマ・ポリシー(学位授与の方針)教育目的および教育目標に合致し、各学科・専攻の所定の教育課程を学修し、次の要件をそなえているときは、卒業を認定し学位を授与する。 1 人間機を大切にし、幅広い視野をもって社会生活を送ることができる。 3 社会の構成員として、よりは実際生活における専門的、実践的能力を確してディブロマ・ポリシー(学位授与の方針)を達成するに必要を表してディブロマ・ポリシー(学位授与の方針)を達成するため、地域人製とで、大り音楽を提出したりまないまといる。 1 編広い視野を育成するとは、実施する。 3 社会の構成員として、より管理課を表話しい。実施する。 2 職業および実際生活にあける場所で講覧である。 3 に独立の様に応じた初年が教育を導入し、専門教育科目を経済的に、実施する。 2 職業および実際生活に必要を専門的、実施するため、地域人の野を得るでも、大り音楽を経る的に把握する。 2 職業および実際生活にあける表が的に置するといると様においている。 2 職業おび実際生活にあける場所では、実施するといれている。 2 職業など実際生活にあける場所でいる。 2 職なおび実際生活にあける事間が、実施ないといれている。 2 職業おび実際生活にあける事情が表しまれている。 2 職業など実際生活にあける事情が表しまれている。 2 職業など実際生活にあける事情が表しまれている。 2 職業など実際生活にあける事情が表しまれている。 2 職業など実際生活にあける事情が表しまれている。 2 職業など実際を持ている。 2 職業など、まれている。 2 職業など、まれている。 2 職業など、まれている。 2 職業など、まれている。 2 まれている。 2 職業などを持ている。 2 まれている。 2 職業などを持ている。 2 まれている。 2 職業などを持ている。 2 まれている。 2 職業などを持ている。 3 はなどを持ている。 3 はないる。 3 はないなどのではなどを持ている。 3 はないなどを持ている。 3 はないなどを持ている。 3 はないなどを持ている。 3 はないなどを持ている。 3 はないるが、ないなどを持ている。 3 はないなどを持ている。 3 はないなどをはないなど	
	I -2.教員の養成の目標及び当該目標を	獲得できるよう、教育を展開している。	学外実習時に教員による巡回訪問指導や実習連絡協議会を通じて、行政や幼稚園現場との意見交換を実施している。 法人が行う有識者会議に保育・教育関係者を含んだり、県行政との連携協議会や意見交換会を通じて、採用権者からの意見を聴取している。		
	I-3.教員の養成の目標及び当該目標を 達成するための計画の見直しの状況	点検、見直しを行っている。 教育現場の情勢を踏まえつつ、履修カルテの見直しも行っている。	履修カルテの自己評価シートを各学期末に記入させ、その結果集計をもとに学修成果を査定している。得られた結果をもとに、入学前ガイダンスから始まる一連の学生指導の見通しを計画したり、必要に応じて実習指導の場面を通じて反映できるようにしている。		
		栄養教諭再課程認定申請書類 HP教育情報の公表 学生便覧(学生生活編)	HP教育情報の公表 学生便覧(学生生活編) 連携協議会議事録 意見交換会議事録 履修カルテ	HP教育情報の公表 学生便覧(学生生活編)	

和5年度	鳥取短期大学 教職課程に関	する自己点検・評価報告書	令和5年9月281	
項目	中項目	食物	幼教	全体
Ⅱ.授業科目・教育課程の	Ⅱ-1.複数の教職課程を通じた授業科目 の共通開設など全学的な教育課程の編 成状況			本学では、栄養教諭免許状と幼稚園教諭免許状にかかる教職課程ということもあり、授業科目の共通開設なは行っておらず、関連する学科・専攻で教育課程を編成している。
	II-2.教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況			ICT環境は、全学を通じて計画整備されている。オンライン授業への対応を含めて、Google Workspace for Educationのサービスを、日常的に活用している。また、PCを有していない学生に対しては無償貸出機器を用意し、貸し出しを行っている。付属図書館では、教職課程の授業科目の実施に必要な図書の購入や整備を行っている。
	Ⅱ-3.教育課程の体系性	法令等に基づき、教職課程における必要な授業科目を開設している。 卒業要件は、教養科目と専門教育科目合わせて計62単位以上であるが、栄養教諭は、栄養土資格の取得も必須条件である。栄養土資格は、外国語と体育を含む教養科目10単位以上と専門教育科目57単位以上の合計67単位である。そのほか、資格取得に関しては、再試験の数や学修態度等を総合的に判断して給食施設実習、栄養教育実習の学外実習の履修可否を学科会議等で判定している。	教職課程認定基準、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準についてに基づき、教育課程を編成している。 卒業要件は、教養科目と専門教育科目を合わせて計62単位以上です(特別科目の単位はこれに含みません)。 指定されている要件を満たす形で、必要な科目を履修して単位認定を得る必要があります。なお、卒業要件と 資格取得の要件は一致していません。卒業要件を満たす形で、資格取得に必要な要件を揃えていくという考え方になります。 (実習)入学時は、原則両資格取得を目標にして学修を開始します。「教育実習 I 」は本学附属こども園での実習ですが、資格取得の必要性に関わりなく全員が実施します。それ以外の「教育実習 I 」「保育実習 I 一」「「保育実習 I 」「保育実習 I」「保育実習 I」(と同じ、企業である。 (実習が、実習を表して、実習の実施の可否が決定します。 実習が実施できない場合、2年間の在学期間中に取得できる資格や就職等の進路にも影響が生じます。(便覧33)	
	II -4.ICTの活用指導力など、各科目を 横断する重要な事項についての教育課程 の体系性	「情報処理演習」において、ICT 活用指導力を高める授業内容を担保している。また、「教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)」において、ICT 活用指導力をより高める授業内容を担保している。	教育職員免許法施行規則第66条の6に基づく科目として「情報科学」を設置し、ICT 活用指導力を高める授業内容を担保している。また、「教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)」において、ICT機器を活用した指導力をより高める授業内容を担保している。	
	Ⅱ-5.いわゆるキャップ制の設定状況	4 月の教務オリエンテーションおいて、大学の単位制度の趣旨を含めて学生に周知している。	各学期始めに実施するオリエンテーションおいて、大学の単位制度の趣旨を含めて繰り返し学生に周知している。	日本期に履修登録できる単位数の上限を、35単位としている。ただし、集中講義として開講される科目、特別目、司書科目については、単位数の上限から除く。なお、所定の単位をすぐれた成績をもって修得した学生にいては、設定されている上限数を超えて履修科目の登録を認める場合がある。
	Ⅱ-6.教育課程の充実・見直しの状況	教務委員会及び教職課程・学外実習委員会が行うシラバス点検により、法令等や教職課程コアカリキュラムに対応しているかを確認している。特に、科目の新設や担当教員の変更があった場合、重点的に点検を行っている。	教務委員会及び教職課程・学外実習委員会が行うシラバス点検により、法令等や教職課程コアカリキュラムに対応しているかを確認している。特に、科目の新設や担当教員の変更があった場合、重点的に点検を行っている。	
	根拠資料	学生便覧(履修編) 学則 教育課程表	学生便覧 ICT委員会 学則 教育課程表(過去数か年分)	学則第36条の2 科目の履修及び定期試験の受験に関する細則第3条の2
Ⅲ.学修成果の把握・可視化	Ⅲ-1.成績評価に関する全学的な基準の 策定・公表の状況			全学的な成績評価について策定し、HP上で公開している
	XE AXVIVIL	大学が設ける成績評価基準に基づき、各授業科目担当者が成績評価を行っている。シラバスに成績評価方法 を明示し、到達目標の達成水準を測定する方法を示している。	大学が設ける成績評価基準に基づき、各授業科目担当者が成績評価を行っている。シラバスに成績評価方法 を明示し、到達目標の達成水準を測定する方法を示している。	
	Ⅲ-2.成績評価に関する共通理解の構築		・実習先との共通理解の構築については、教育・保育実習 共有事項を作成し、実習先へ配布している。基本的な伝達事項は以下の3点である。(1)実習生の取り組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、速やかに大学へ連絡する。(2)評価項目および総合評価欄の該当するところに〇印をつけて評価する(5段階評定)。(3)所見欄には、各8~9項目の評価及び総合評価を踏まえ、実習生の様子を具体的に記入する。特に、総合評価が「やや劣る」「劣る」に該当する場合は、その項目に対するコメントを詳細に記入する(共有事項p5)また、各実習の評価項目にはそれぞれ評価の観点を提示することにより整合性を図っている。	
	Ⅲ-3.教員の養成の目標の達成状況(学 修成果)を明らかにするための情報の設 定及び達成状況	シラバスにより各科目の到達目標及び成績評価方法を明示し、全学的な成績評価基準に照らして公正な成績評価を行っている。シラバスの成績評価方法において、到達目標の達成水準を測定する手法(試験、レポート等)や配点割合を学生に対して明示している。	履修カルテを入学時より配布している。履修カルテには、自己評価シートの他に各学期で履修する科目の履修前の目標設定、履修後の省察を記入させる形をとっている。また、履修後の成績評価を資格ごとで記入させ、 どの授業内容の科目に得意・不得意が見られるかを確認させている。	
	根拠資料	学生便覧 実習訪問記録表 学修成果部会	学生便覧学修成果部会	HP教育情報の公開 学生便覧(履修編)
IV . 教職員組織	IV-1.教員の配置の状況	教職課程・学外実習委員及び事務職員が、例年 3 月末までに提出する教職課程の変更届の提出前に、基準に 定められた必要専任教員数を充足しているかどうかを確認している。	教職課程認定基準に基づき配置が必要な教員を担保している。	
	Ⅳ-2.教員の業績等	教職課程の授業科目に関連した分野の業績及び実績をもつ人材であることを確認している。業績不足の場合は、業績を増やすことを求める。	採用時の教員資格審査において、授業科目に関連した業績を有していることを確認している。また、着任後や一定年数経過後の業績追加について、必要な指示を行っている。	
	IV-3.職員の配置状況	職員の配置はないため、担当教員(平成4年度からは助手)が書類作成等の事務を行っている。	教務部教務課が教職課程を含めた教務上の事務を担当している。学外実習に関しては学科に特化した対応が 多いため、教務課所属の職員が学科共同研究室に配置されている。	
	IV-4.FD·SDの実施状況	教職課程に特化したFD・SD研修は学科として実施していないが、全学的なFD・SD堅守会において、特別支援教育にかかわる内容の研修会が開催される時がある。	教職課程に特化したFD・SD研修は学科として実施していないが、制度変更の情報共有や鳥取県幼児教育センター主催の研修への参加などを日常的に実施している。	
	根拠資料	自己点検評価報告書 業績調書 FD·SD委員会 HP	HP 学則 業績調書	学科長·委員·担任等体制一覧

和5年度	鳥取短期大学 教職課程に関	令和5年9月28日		
項目	中項目	食物	幼教	全体
> .情報公表	V-1.学校教育法施行規則(昭和22年文 部省令第11号)第172条の2のうち関連 部分、教育職員免許法施行規則第22条 の6に定められた情報公表の状況			HP教育情報の公開
	V-2.学修成果に関する情報公表の状況			学内での共有のみ
	V-3.教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況			(作成中→10月公開予定)
	根拠資料			(HP)
	VI-1.教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	例年 4 月に実施する新入生オリエンテーション期間内に、教務オリエンテーションを実施し、栄養教諭の教職調程を周知している。	免許状取得は卒業必須ではないが、本学科に入学した学生全員への教職課程の履修を求めている。鳥取県立産業人材センターから受託している保育士養成科の職業訓練生においても、教職課程の履修を求めている。	
学 生 の VI 受	VI-2.学生に対する履修指導の実施状況	例年 4 月に実施する新入生オリエンテーション内の教務オリエンテーションにおいて、履修指導を行っている。	例年4月及び9月にオリエンテーションを実施し、1・2年生それぞれに教務委員による全体的な履修指導を行う。加えて、前後期の開始時に担任による個々の学生への履修指導も行っている。	
S受け入れ・学生支援)M.教職指導	VI-3.学生に対する進路指導の実施状況	教職科目を担当する教員が、栄養教諭の採用状況などの情報提供を行っている。また担任等やキャリア支援課 も採用試験の情報提供や個別の進路相談を行っている。	例年4月及び9月にオリエンテーションを実施し、1・2年生それぞれについて、キャリア支援委員より全体的な 進路指導を行っている。加えて、担任よりクラスごとあるいは個々の学生への進路指導を行っている。また、年 に数回にわたって保育職への理解や就職活動のノウハウ獲得につながる「キャリアガイダンス」を実施している ほか、1年次の後期には親等を交えて三者面談を実施し、個々の学生の進路選択をサポートしている。	
	根拠資料	キャリアガイドブック学生便覧	教育実習指導 入試広報課 学則 学生便覧 キャリア支援課から	
Ⅵ.関係機関等との連携	VII-1.教育委員会や各学校法人との連携・ 交流等の状況	鳥取県教育委員会保健体育課に栄養教諭が配置されているため、教育実習についての意見交換を年に数回行っている。	鳥取県及び鳥取県教育委員会と法人との間で締結している連携協定に基づき、毎年連携協議会を実施している。協議題に幼児教育・保育に関する内容が含まれる際は、関連学科として出席するだけでなく、事前のやり取りを担当課とも実施する。また、定期的に県や県教委の担当課と意見交換を実施したり、各種研修案内のやり取りなども実施している。	鳥取県及び鳥取県教育委員会と法人との間で締結している連携協定に基づき、毎年連携協議会を実施して る。
	VII-2.教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習を依頼している学校や栄養教諭とは、連携を図りながら実習を行っている。学生の教育実習中は、担 当教員が巡回指導に当たる。	例年3月に、当該年度に実習を行ったすべての実習施設を対象として、実習連絡協議会を開催している(本学主催)。本学科の全教員と実習園によるグループ協議等を通して、当該年度の実習生の現状や、今後の課題について共有を図っている。また、すべての実習先を対象として毎年アンケート調査を行い、実習の在り方について広く意見を収集しつつ、地域密着型の大学として「共に実習生を育てる」意識を共有している。	
	VII-3.学外の多様な人材の活用状況	教職実践演習では、現場の栄養教諭を特別講師として招聘し、模擬授業や講義をお願いしている。 また県の教育施設である船上山少年自然の家で実施されている食育を栄養士から学ぶ機会も設定している。 道徳教育も現職教員を特別講師に招聘している。	教職課程専任教員に、幼稚園での勤務経験を有したり、教育行政で幼児教育の担当指導主事を経験した者を 複数配置している。 学外より,多様な人材活用につとめている。具体的には,まず,現職の保育者を特別講師として招聘することが ある。また,卒業生を招き,在学生へ向けた講演を催している。	
	根拠資料	シラバス 実習訪問記録 栄養教諭を特別講師として招聘、 教育施設の食育を学ぶ	保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定書 シラバス 特別講師申請書類	
	1	ある。(食物) II-6、教育課程の充実・見直しの状況について、重点的にはしていない。他の教科と同等(食物) III-2、成績評価に関する共通理解の構築について、教員養成の目標が共有されているとはいえず、その達成状 III-3、教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況について、新2 IV-3、職員の配置状況について、学外実習・教職センター等の設置により、学外実習にかかわる事務を担当する	】 罪程・学外実習委員会が教員養成の目標および達成するための計画に関係する組織になるが、定期的な見直し・検 況(学修成果)を明らかにするための情報を設定できていない。(食物) 卒での採用実績がない。臨時的任用職員(学校栄養職員)の採用。(食物) ・部署の設置を要望、平成4年度から助手が担当することになり、超過勤務で対応している。(食物)/教職課程の ヨう教員間で適切に FD を実施できていない。 また、教職課程科目を担当する教員間で、教員養成の目標及び目	分野に特化した職員の配置はできていない。(全体)